

別紙（第 5 条関係）

会 議 録

会議の名称	和泉市政治倫理審査会
開催日時	平成21年5月14日（木） 13時30分から14時20分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 4階 視聴覚室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治倫理審査会委員 丸山会長、清水副会長、中島委員、鈴木委員、古川委員、音田委員 ・ 事務局 三井危機管理監、寺西危機管理室長、中浴係長、森口係員
会議の議題	平成21年3月2日に「和泉市長の政治倫理に関する条例」第3条第1項第5号に抵触するとして、調査請求された事案について
会議の要旨	前回までの審議会の審議内容をふまえ、市長の再選出馬表明の記者会見の位置付けについて審議を行い、意見を集約して報告書を作成することを確認する。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（会 長） あいさつ
第1回、第2回の審査会の審議内容をふまえた、審議を依頼する。

審議

（委 員） 市長の再選出馬表明の内容について回答があり、一期目の市政がどうであったのかなども含めて、出馬表明には公的な面があるように思うが、公用車の使用については、市民感覚として了解できないところがある。

市長が出かけるところは全て公務として、公用車の使用ができるということについては疑問が残る。

（委 員） 市長の記者会見は公務と思うので、憲法第15条には違反しないと考える。出馬表明の記者会見は個人的なものであるかもしれないが、市長の業績などを市民に知らせる場でもあり、市長はその責任がある。責任を果たすということにおいても公務だと考える。

（委 員） 市長の出馬表明は、やはり個人的な市長の政治活動であると思う。ただし、出馬表明には、市政の中身を住民に伝える意図も見える。過去4年間の実績を表明する機会でもあるので、そういう色彩を帯びる。市政の継続という意味では、住民も当然関心を持つので、ある意味、市長の義務でもあり、公務と両立していると考え。仮に、公務でないとしても、公務と密接した市長の行為と考えられる。

（委 員） 損害賠償請求については、国家賠償法の適用の対象にはならないと考える。その理由としては、個人として調査請求者が被害を被っているわけではないからである。むしろ、住民監査請求の対象になるのではないかと考える。

（委 員） 出馬表明には2つの側面があると考えている。1つを私的な政治活動ととらえたとき、職員の同行については、市長の政治的行為の出馬表明を支援するためのものではなく、前日の新聞に掲載された記事について質問があったときに対応するため、また情報収集のために同行したと回答していることから、一定理解できるものと考え。

（委 員） 公用車については、利用規定がないことから、付言をしていただければありがたい。公用車の利用に関する規定の作成を望みたい。

（委 員） 出馬表明はもちろん政治活動になると思う。新聞記事においても、議会の最終日に市長が再選出馬表明を行ったと掲載されている。再選出馬をする時期が早いのではないかとか、いろいろな質問がでてくるが、むしろ、早い時期であるから、選挙とはかけ離れているし、早い時期に態度の表明をはっきりさせるということは、議会や市民に対しての責任ということになる。当然、責任としてあるので、公務としての側面というのが非常に強いのではないかと考える。公務としての側面を有しているというよりは、公務としての側面が強いというぐらいの表現がよいと思う。

（委 員） 公用車の問題と、職員の同行については、公務としての側面が強い以上、それほど問題になるものではない。和泉市に記者クラブがあれば、堺市まで、わざわざ公用車を使って行く必要もなかったことで、近隣では堺市まで出向くことが慣例になっており、記者からの質問に、いち

いち市役所に問い合わせたというよりは、あらかじめ、答えの詳しく知っている担当者を同行させるのは当然のことと思う。

(委員) 市長の公用車の規定というのがないというのは、やはりこれからいろいろ問題が起こる面もあるので、そういう規定はやはり作っていただきたい。

(委員) 大阪府知事がフィットネスクラブに行った事例の住民監査請求の回答は、違法ではないとしているが、大阪府もそういう規定が十分ではなかったなので、利用規程をより明らかにして、それに則って使いなさいとしている。

(委員) 公用車の使用については、原則として公務に限られるという意見を付記すればよい。

(委員) 公用車の使用については特別に品位を損なうものではないが、厳格にしてほしいという市民の声があるので、ある程度の枠組みを設定した方が望ましい。

(会長) それでは、皆さんのご意見を伺ったので、私と副会長と相談して報告書の原案を作成して、皆さんに見ていただくということにしたいと思います。お任せいただけるでしょうか。

(各委員) 了解です。

前回までの第1回、第2回の審議会の審議内容をふまえ、市長の再選出馬表明の記者会見の位置づけについて審議を行い、意見集約により報告書(案)の作成を確認する。